

議案第 22 号

多可町集落営農施設条例を廃止する条例の制定について

多可町集落営農施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町集落営農施設条例を廃止する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町集落営農施設条例（平成 19 年多可町条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。